入院患者様へのお知らせ

・180日を超えて入院なされている患者様には、入院基本料の85%のみが保険診療扱いとなり、残りの15%については『選定療養費』として患者様にご負担いただくこととなります。

1日につき　**2,785円（税込）**

＊この選定療養費（15%分）は、従来保険診療扱いであったものであり、新たに医療機関の収入が増えるものではありません。

・入院期間は厚生労働省が定める計算方法により、原則として他の医療機関での入院期間も通算して計算されます。

・選定療養費をご請求させていただく患者様につきましては、医事課職員より事前にご連絡させていただきます。

・180日を超える入院となった患者様でも、病状によって選定療養費を徴収しない場合もあります。

＊詳しいことにつきましては、医事課病棟担当までお気軽にご質問下さい。

友愛医療センター

（施設基準：保険外併用療養（入院期間が180日を超える入院）　／　医事課　／2024.06.01）